

[論文] 大分における教員養成の史的研究(その1)

A Historical Study of Teacher Training in Oita. (1)

佐藤淳介

Junsuke Sato

0. はじめに

大分における近代学校の教員養成史に関しては、『大分県教育百年史』^(注1)・『大分県の教育史』^(注2)等々の先行研究があるが、それらの内容には論理的に矛盾する記述が少なくない。学校の名称、その所在地等を比較整理しながら、各時期における教員養成の実態を明らかにするのが本研究の課題である。

とくに、上の課題の第1段階として、大分における教員養成史の草創期に焦点をあて、当時の学校並びに諸制度の解明を行おうとするものが本論である。

1. 初等教育制度の変遷

1-1 「学制」以前の初等教育機関

明治政府は発足当初から初等教育機関の早急な整備の必要を認識していた。明治2年の「府県施設順序」にも「小学校ヲ設ル事」を新政府の重要施策の一つに挙げている。実際、明治2年の京都「上京第二十七番組小学校」を嚆矢として、具体的な教育制度としての「学制」が発布される以前から、各地に初等教育機関が漸次創られていった。経営形態としては府県立のものから町村組合立、有志による寄付によるもの等さまざまであった。名称も「小学校」・「啓蒙所」・「義校」等さまざまであり、「学制」発布後は「学制」に基づく「小学校」に改編されたものや廃校となったもの、またしばらくは「学制」下の「小学校」と並立していたもの、簡易な学校として存続したもの等があった。

1-2 「小学校」制度の変遷

明治5年の「学制」では、「小学校」を下等小学4年、上等小学4年に分け、明治8年に文部省布達によって「学齢」を6歳から14歳までと定めている。この課程編成は明治14年の「小学校教則綱領」で初等科3年、中等科3年、高等科2年に改められる。さらに明治19年の「小学校令」において尋常・高等の2段階となり、あわせて「小学簡易科」が設けられた。

「尋常小学校」は原則として義務就学であり4年制であった。しかし明治23年の「小学校令」では3年制もしくは4年制と改められ、明治33年の「小学校令」で再び4年制に統一された。明治42年度より6年制となり、昭和16年に「国民学校初等科」となり、昭和22年「小学校」となった。

明治 19 年に成立した「高等小学校」は 4 年制であった。しかしこれも明治 23 年の「小学校令」で 2 年制 3 年制 4 年制の 3 種となった。明治 40 年の義務年限延長の措置により「高等小学校」は 2 年制が原則となったが 3 年制も認められた。昭和 16 年「国民学校高等科」なつたが昭和 22 年に「学校教育法」施行とともに廃止された。

「小学簡易科」は「尋常小学校」設置困難な地域に設けられ、修業年限は 3 年以内とした。明治 23 年の「小学校令」で廃止され 3 年制の「尋常小学校」に改編された。

明治 33 年の「小学校令」では「尋常小学校」と「高等小学校」を併設した「尋常高等小学校」が制度化された。「尋常小学校」と 2 年制の「高等小学校」を併せて設置することが勧められた。これは義務年限の延長を企図したものであった。なかには 4 年制の「高等小学校」を併設するところもあったが、それは義務年限延長後は 6・2 年制の「尋常高等小学校」となった。

こうした「小学校」のほかに「村落小学」・「貧人小学」・「小学教場」・「小学校補習科・専修科」・「代用私立小学校」さらに「巡回授業」という形態の学校があった。「村落小学」は「学制」に定められている。しかし教育内容・修業年限等の規定はない。小学校の教則を簡易にしたものと考えられ、3 年制のものも多かった。「貧人小学」も「学制」に定められている。生活困窮者を対象として構想されたが、実際に設立された例は少ない。「小学教場」は明治 18 年の「教育令」再改正で設けられた簡易な初等教育施設。特別な校舎を設けず寺社や民家の一部を利用して解説するとされたが、実際は「小学校」を簡易化して「小学校」より簡易な普通教育を行い、無償を原則とした。後の「小学簡易化」の前身と見られる。「小学校補習科」は明治 19 年「尋常小学校」および「高等小学校」の修了者に対して既習の教科を補習させるために 6 ヶ月以上 1 年以内の「温習科」を設けたことに端を発し、明治 23 年の「小学校令」により「小学校補習科」と改められた。修業年限も 3 年以内とされた。「小学校専修科」は「高等小学校」に土地の情況によって農工商のうち 1 科もしくは数科を専修させるために設けられた。明治 20 年代後半における実業補習学校・徒弟学校等の整備によって次第に存在意義が薄れ、明治 33 年の「小学校令」で廃止されている。

2. 大分県の教員養成草創期に関する考察

2-1 藩校「遊焉館」

府内藩の「学問所」は明和 8(1771) 年二の丸に設けられており、天保 11(1840) 年拡張され「采芹堂」としたが、安政元(1854) 年地震で倒壊した。同 4(1857) 年北の丸に「文武場」を建て「遊焉館」と称した。この「文武場」という言葉は「遊焉館学制」(日本教育史資料)に見え、後の資料に「遊焉館」を指して「文武館」とするものがあるのは、これに由来すると思われる。

『大分県教育百年史』年表によれば、大分県の設置とともに「遊焉館」は「遊焉館学校」となったとされているが、実態は不明である。^(注3) 明治 4 年 7 月の廢藩置県に続く同 11 月の府県改置によって大分県が成立し、その長官として森下景端が参事に任命されている。森下の身分はこの時岡山県権大参事で、大分に着任するのは翌明治 5 年 1 月である。仮の県庁が大分郡南勢家町(現都町)旧本陣「酢屋」(幸松氏宅)に置かれた。同年 3 月県庁を「遊焉館」に移している。さらに同 9 月、県庁は府内城跡に移っている。このことから、少なくとも明治 5 年 3 月

から9月までは(以下に明らかにするが、9月以降も)事実上「遊焉館」は学校としての機能を果たしていたとは考えにくい。

2-2 「仮小校」

『大分県教育百年史』によれば、明治4年、大分県参事に赴任した森下景端は、県下に早急な近代学校整備の必要を感じ、福沢諭吉を招いて協議し学校設立を企図した。この時福沢から示されたものが『学校取建之記』であり、これをもとに明治5年8月3日「仮小校」設置の口達が出され、同7日荷揚町淨安寺に「仮小校」が発足したとある。^(注4)ここにいう「仮小校」の設置場所である荷揚町淨安寺というのは、昭和23年に同地に再建された寺であって、それ以前は三の丸同慈寺跡(現大手町3丁目と推定される)にあった。したがって「仮小校」を荷揚町とするのは正確ではない。

「仮小校」とは後の「大分小校」正式設置までの仮の名称の意である。この「仮小校」の設置を決めた「口達」の日、即ち明治5年8月3日は「学制」発布の日と偶然に一致している。入学生は「小学原書生」と「小学訳書生」という2つのコースがあった。「小学原書生」・「小学訳書生」とは福沢の『学校取建之記』における「中学校」・「小学校」に相当するものである。

『大分県教育百年史』によれば「一般庶民の入学者は少なかったようである」^(注5)とあり、『大分県の教育史』にも「実際には一般民衆の子弟の入学者は少なく、大半が元寺子屋教師や寺子屋を修了者など年輩のものであったようである」^(注6)とあるが、具体的な「小学原書生」および「小学訳書生」の入学者の実数等は、実在する資料はなく、あくまでも推定に過ぎない。

2-3 「大分小校」

明治5年9月1日、県庁が「遊焉館」から府内城跡に移ったため、「仮小校」は淨安寺から「遊焉館」跡に移転している。ここで「仮小校」は「大分小校」と称され、ここに正式に「大分小校」が創設されることになった。創設とはいっても、校舎は「遊焉館」の建物がこの直前まで県庁舎として使われていたことから、そのまま新学校の校舎として使われたと考えられる。

「大分小校」のほかに豊後高田・杵築・日出・森・日田・犬飼・三重・竹田・鶴崎・臼杵・佐伯にその分校が創られた。これらはすべて寄付金によって創設されたもので、明治5年に出された「学制」に基づく「小学校」とは異なるものである。経営形態としては有志による出資によるもので、郷校に類する。

『大分県教育百年史』によれば、「大分小校」は「小学校であるとともに、教員養成の機能をもち」^(注7)とあり、さらに「修業年限を二か月とし、既にある程度の基礎教養を修めていた者に師範の技を授けるものであり、この時期の教員不足を補うための短期養成校であった」^(注8)としている。事実、入学者は「管内有志の者共、入校勝手」('口達')としていたが、時期的に見て近代初等教育機関の教員を大量に養成する必要があり、また従来の寺子屋教師等も新しい教授法の習得を急いでいたと考えられることから、入学生は教員をめざしていた者が多かったといえる。しかし、これも推定に過ぎない。

「大分小校」は上述したように、「小学原書生」と「小学訳書生」という2つのコースを持っており、初等教育機関と中等教育機関を併せ持った学校である。かりに教員をめざしていた者が多かったとしても、「大分小校」を今日いうような教員養成機関とみなすことは無理である。実際「大分小校」の多くの修了者が教員になつたとしても、それはあくまで結果である。「大

分小校」の「小学原書生」のコースが当時、中等教育機関として「中学校」に準じたものとみなされ、その卒業免状が「学制」に定めた小学校の教員資格に相当すると認識されていたことは、想像に難くない。「学制」に定めた教員の正規の資格は「師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」とあり、この資格を得るために「大分小校」の卒業免状が必要であり、結果的に教員養成の役割を果たしたということはできる。

さらに、2ヶ月の教員養成を開始したのは、明治7年5月の「師範学校伝習所」生徒募集からであり、「大分小校」にの2ヶ月の教員養成課程があったことは資料的な裏付けがない。さらに「小学原書生」を教員養成課程とみなすことはその教育課程を見る限り不可能である。「小学原書生」の修学年限を2ヶ月とすることも無理がある。結局「大分小校」の「小学訳書生」を「小学校」のコースとして「小学原書生」を短期教員養成機関のコースとして考えること、言い換えれば、教員養成校と付属学校という内容であったと考えることもできない。

「大分小校」の設置は、「学制」とは何ら関わりがない。それは「大分小校」設置決定の時期と「学制」発布の時期が同じ明治5年8月であることからも明らかである。「学制」によって「小学校」の設置が図られ、大分県においても「小学校」の創設が漸次進むが、「大分小校」は「学制」の「小学校」とは、その教育機関としての性格がまったく違っている。いわゆる学齢児童を対象にした小学校の課程に相当するコースと、中等教育機関のコースを併せ持っていたのである。「小学校」との最大の違いは入学生の年齢である。「大分小校」の場合はいわゆる学齢児童から壮年層までもが入学対象者であった。上の二つのコースではそれぞれ入学金も授業料も異なっていた。

2-4 「府内学校」

「府内学校」がどの学校を指しているのか、資料の上で混乱が見られる。

①「大分小校」を「府内学校」と呼ぶもの。②明治7年に「大分小校」を「学制」に基づく「小学校」として改編し、それを指して「府内学校」と呼ぶもの。③明治8年創設の「師範学校伝習所付属小学校」を指して「府内学校」と呼ぶもの。この3つの解釈がある。

『大分県教育沿革略史』には「師範学校伝習所」の校舎は「元府内学校ヲ以テ之ニ充ツル」とあり、「大分小校」を「府内学校」としている。同様に『大分県師範学校創立五十周年記念誌』においても、「明治六年の事で其時管内教育の模範に供する目的を以て大分市字中島、只今の知事官舎の地にありましたる旧府内藩、文武館(実は遊焉館と称して居た由ですが)之を改めて府内学校と称し、生徒を募集し教育を施したと云ふことですが此の時はまだ師範学校と云ふ名称もなく教員養成と云ふ特殊の目的もなかったのでした。それが明治七年校名を師範学校伝習所と改めて教員養成の道を開くことになった」とある。『大分県政史』にも「明治6年、大分市中島に在った旧府内藩文武館を改めて、府内学校と称した」とある。おそらく、これらは『大分県共立教育会雑誌』第37号(明治21年1月)の「師範学校沿革」を基礎資料としていると思われる。この「師範学校沿革」は「客年末本県鎌田学務課長より文部省川上視学官へ報告せられたる本県尋常師範学校及尋常中学校創設以来の沿革取調書」とされるものであり、そこには次のようにある。「明治6年管内教育の模範に供すべき目的を以て旧府内藩文武館(大分町字中島にあり)を改め府内学校となし生徒を募集し教授を施せり然に其方法主として福沢氏翻訳書等を受け学制の旨に適合せざるを以て7年2月学務専任の者を上京せしめ東京師範学校の体裁を覧観し小学教科用図書を購求せしめ7月東京師範学校卒業生菊池*五郎を聘用し三等訓

導となし校名を師範学校伝習所と改め小学の教授方法を伝習せしむるに於いて教員養成の道始めて開け小学普及の基稍立ち8年に至り各地小学に派遣せし教員既に180余名あり」

これに対して『大分県教育百年史』年表では、明治7年1月「福沢諭吉案の大分小校及各地の同分校は廃止され、学制による小学校となすことに決める(大分小校を府内学校に改める)」として、さらに同5月8日「第1回師範学校伝習所の生徒募集(50名、年令18歳以上の者、修業60日、給費3円、奉職義務3年間)」とある。ここでは、「大分小校」「府内学校」「師範学校伝習所」と変遷していくと見ていることがわかる。同様に『大分県の教育史』の年表にも明治7年に「大分小校」を「府内学校」に改めたとある。これらは、明治7年に「大分小校」を「学制」に基づく「小学校」として改編し、それを指して「府内学校」とするものである。『大分県教育百年史』によれば、明治6年(年表には7年とある)1月、文部大丞の長三洲が大分県内の学校を視察し県内の学校が「学制」の主意に外れることを指摘している。これを受け翌7年1月「大分小校」は名称を「府内学校」と改めたとしている。さらに同『年表』によれば、7年7月、「府内学校本格的小学校として、元勘定所跡にて発足」とある。『年表』では、同7年8月、「師範学校伝習所を大分町中島に設置(中略)校舎は元府内学校「遊焉館」」とある。

さらに、「師範学校伝習所付属小学校」を指して「府内学校」という例(『大分県の教育史』)もあるが、『大分県教育百年史』・同『年表』では8年5月に「師範学校伝習所内に付属小学校設置」とある。この記述によれば、明らかに「師範学校伝習所付属小学校」と元勘定所跡にできた「府内学校」とは場所が異なるはずである。また、『大分県教育百年史』によれば、「府内学校」はその後「新町学校」また「大分学校」と改称され現在の「荷揚小学校」の前身となるとある。

おそらく、藩校「遊焉館」の場所にあった学校を「府内学校」と広く捉えられていたと解釈することも可能であるが、①は解釈上無理があると考えられる。また、「大分小校」が改編されて「師範学校伝習所」と「師範学校伝習所付属小学校」が創られるが、「大分小校」を教員養成校と付属小学校という概念で把握していたために「大分小校の機能を分化させて、大分師範学校伝習所と附属小学校(府内学校)とし」(『大分県の教育史』)^(注9)という記述がなされたものと思われる。したがって③の解釈にも無理があると考えられる。

2-5 「師範学校伝習所」

『大分県の教育史』によれば、明治7年1月、「大分小校」を改称して「師範学校伝習所」としたとされるが、『大分県教育百年史』・同『年表』では上述したように7年8月に設置とある。1月には確かに「大分小校」が廃止されているが、「師範学校伝習所」の第1回の生徒募集は『県治概略』によれば、7年5月8日である。なお、8月に設置とするのは『大分県教育沿革史』による。生徒募集の締め切りは同『県治概略』に「来ル廿日限り可願出」とあることから、6月頃から授業が始まられていてもよさそうであり、「師範学校伝習所」の設置を8月とすることには疑問が残るが、生徒募集は5月ではあるが、設立初頭にあたっての整備の遅れ等の理由で、実際の設置が8月にずれ込んでいた可能性も否定できない。なお、第2回の生徒募集は9月23日にある。

水原克敏『近代日本教員養成史研究』によれば、明治7年それまで許可されなかつた「師範学校」という名称が府県にも許可され、全国で府県立師範学校が設立されたとあり^(注10)、明治7年には8県、8年には17県、10年までには累計41県に師範学校が創られている。

『大分県教育百年史』によれば設立の翌年の明治8年9月に「師範学校伝習所教則」が定められたとあり、明治8年9月までは「別に教則を定めずに小学教授法の伝習と筆算の教授を主とし、かたわら小学教科用書を研究させていた」^(注11)とある。

明治7年までは入学定員は50名、18歳以上の者に入学を許可した。入学直後は「下等生」とされ、その後の学力によって3等級に振り分けられた。在学期間は60日で、等級によって就職先での給与が決定された。明治8年1月の第3回生徒募集からは、入学年齢が18歳から40歳までと改められ、同年7月の第4回募集では成績により年齢にこだわらないとしている。^(注12)

2-6 「師範学校伝習所教則」

明治8年9月に制定。在学期間が従前の2ヶ月から6ヶ月に延長されている。翌10月に一部改定がなされている。その主な内容は、在学期限を6ヶ月、課程を5級に分けて、読書・修身・地理・歴史・物理・数学の諸科学を授け、教授の方法を修めさせるというものである。(『大分県教育百年史』)

2-7 「師範学校伝習所付属小学校」

上述のとおり、『大分県教育百年史』・同『年表』に、8年5月「師範学校伝習所内に付属小学校設置」とある。

2-8 「大分師範学校」

明治9年2月、「師範学校伝習所」が火災により焼失し一時教場を大分町光西寺に移した。10月大分開墾地(荷揚町、現県庁敷地)に新校舎を設け校名を「大分師範学校」とした。これは「師範学校伝習所」の単なる校名変更ではなく、師範学校の抜本的な改革となった。「師範学校教則」・「師範学校卒業生奉職期限満期の者心得方」・「師範学校生徒入学心得」等が制定された。また「監事」・「雑務掛」等もおかれた。「本科」・「予科」の2科を設置した。教科目は内外各国の地誌歴史及物理修身学画学一般普通の学科。『大分県教育百年史』によれば設立当初の教則によれば「学科ヲ分ツテ四級トシ一期即チ六カ月ノ修業ト定メ在校二カ年ヲ以テ全科卒業ノ期トス、但方今管下教員ノ乏シキヲ以テ第四級或ハ三級卒業ノ後一時四級以下ノ訓導補ヲ命シ各小学ニ派遣セシムルコトアルヘシ」^(注13)と『大分県教育五十年史』を引用している。これから、「大分師範学校」の修業年限は1期を6ヶ月として、在校2年間で全科卒業の期とし、ただし4級・3級卒業で「訓導補」として就職できたと当然解釈できる。しかし、『大分県教育五十年史』にある『文部省年報』からの引用では「県庁下ニ於テ師範学校ヲ新築シ生徒百名ヲ限り入校ヲ許シ卒業ノ期ヲ六カ月トシ期ニ及ヒ試験ノ上及第スル者ヘハ卒業免状ヲ与ヘ各校へ派遣ス」^(注14)とあり。当初の在学年限が6ヶ月であったことを示している。したがって『大分県教育五十年史』に引用されている「在校二カ年ヲ以テ全科卒業ノ期」という記述は、おそらく明治10年9月の教則改定以降のことと考えられる。

政府は明治10年から11年にかけて東京以外の官立師範学校を廃止し、教員養成を府県に委託している。これを受け、文部省は同10年から13年にまで公立師範学校へ補助金を支出しその拡充をめざしていた。

ところで、翌明治10年は西南戦争にあたり、「大分師範学校」の校舎も5月から7月までは警視隊の陣営になっており、授業は何度か中断している。この年に「中津養成校」が廃止され「大

分師範学校」に合併されている。この「中津養成校」は下毛郡の片端中学中津教員養成校を指し、明治9年に下毛郡の管轄が大分県となった際に福岡県より引き継がれた。

「大分師範学校」の経費は文部省からの委託金で賄われていたが、経費節減のため、この年からの校長は県の学務課長兼任(明治10年9月から11年11月まで)することとなり、監事も訓導に兼務させることになった(翌年双方とも専任に戻す)。明治10年9月教則が改定され、修学期限を2ヶ月とし、課程を4級に分け、毎級を6ヶ月とした。実際は、教員の欠乏のため、3級修了の段階で小学校に派遣された。教科目は教導・修身・歴史・地理・理科・文章・数学・習字・化学・生理・経済・博物・法律・画学で翌11年には体操が加えられている。さらに明治12年7月に教則・校則を改正。教員を解任して教育内容の充実を図った。定員を本科生60人(修業年限2年)と予備生40人(修業年限3年)とした。「予備門」の設置。この「予備門」は明治14年5月に廃され本科に合併する。入学年齢は本科は16~35歳、予備門は16歳以上。

3. 師範学校整備の概略

3-1 明治14年7月「小学校教員免許状授与方心得」

「学制」により師範学校の卒業を持って教員の資格を与えるとする原則が出来上がったが、到底需要に追いつくものではなく、文部省は正規の教員確保のため明治7年7月、官立師範学校において志望者に学力試験を行い、合格者に期限付きの小学訓導証書を与える制度を設けている。明治12年「教育令」では「公立小学校教員ハ師範学校ノ卒業証書ヲ得タルモノトス但師範学校ノ卒業証書ヲ得スト雖モ教員ニ相応セル学力ヲ有スルモノハ教員タルモ妨ケナシ」と規定している。翌明治13年「教育令」の改正においては、さらに「師範学校卒業証書ヲ有セスト雖モ知事県令ヨリ教員免許状ヲ得タルモノハ其府県ニ於テ教員タルモ妨ケナシ」と定め、明治14年1月府県に対して「小学校教員免許状授与方心得」を定めた。これによって検定により5年以内の免許状の取得が制度化された。ちなみに学力を証明するものがあるときには検定免除の措置もあった。また、人材が得難い場合には、一科もしくは数科の教授免許状を検定により与えることもできるとされた。とくに、このような人の場合も「教員ト称ス」という但し書きが付されている。また同時に「教員」ではなく、授業を助けるものとして「教員」に属するものとして「授業生」・「助手」を位置づけ、その検定は地方の便宜に任せるとされた。

明治14年7月「小学校教員免許状授与方心得」が改正され、検定に合格し教員免許状を授与されたものは皆「訓導」とすることができることが明記された。なお唱歌体操裁縫家事経済および地方の情況によって加える農業工業商業等の1科もしくは数科については検定内容から省いてもよいとされた。また、修身・農工商などに優れたものには検定をせずに当該学科の免許状を授与し訓導とするとできるとされた。さらに、これらはすべて「訓導」と称せると規定している。なお、唱歌体操裁縫家事経済については「特ニ之ヲ教授スルモノヲ置キ」とし、「訓導」が得られない場合はそれらの1学科もしくは数学科を担当できる者に「合格教員ニ代用スル」ことを許し、検定により免許を与え、それを「準訓導」と称すとしている。この改正では「助手」の規定が外されている。「訓導」という名称は明治6年8月の太政官布告において、官立諸学校の教員等表を改正した際、大学は「教授」、中学は「教諭」、小学は「訓導」と称したのが始まりである。

3－2 「師範学校教則大綱」

明治14年、「師範学校教則大綱」が布告され、師範学校の課程が初等(1年)・中等(2年)・高等(4年)となった。大分県はこれに基づき、明治16年に「大分県師範学校規則」を改定した。

明治14年の「師範学校教則大綱」においては師範学校への入学資格を、年齢17歳以上、小学中等科卒業以上を原則とするとした。また、学科を分け、「初等師範学科」「中等師範学科」「高等師範学科」とし、それぞれの修業年限を、「初等師範学科」1年。「中等師範学科」2年半。「高等師範学科」4年とした。養成の目的をそれぞれ「初等師範学科」は小学初等科の教員の養成。「中等師範学科」は小学中等科および初等科の教員の養成。「高等師範学科」は小学各等科の教員を養成するとした。卒業証書の有効期限は7年。その後は学力試験と品行などを検定した上で合格者に証書を与えるとした。さらに、高等・中等師範学科の卒業証書を有し7年以上勤務し、学力・授業・品行に優れている者には無試験で終身有効の証書を与えるとした。なお、師範学校に入学しなくても試験のみで卒業証書を授与することも認めている。

これを受けて大分県においても、明治16年2月13日「本県師範学校規則」を制定し、師範学校の定員を100人とし、高等師範学科の入学年限を15才以上25才未満とし、4年在学とした。卒業により小学校各等科の教員資格が得られるとした。卒業証書の有効期限は7年、勤務状況が良ければ終身有効の卒業証書を与えるとした。同様に、中等師範学科は16才以上25才未満、2年半在学、卒業により小学校初等科・中等科の教員資格を得、7年有効。勤務状況が良ければ終身有効の卒業証書を与えるとした。初等師範学科は17才以上30才未満、1年在学。卒業により小学校初等科の教員資格を得、7年有効とした。実際の卒業生の記録としては『大分県共立教育会雑誌』の明治18年の記事に「去月25日師範学校にて卒業証書授与式を行はる中等師範学科卒業を受ける者、伊藤惣三郎 恵良秀尚 秋好常太 轟音松 定行荒次郎 石川芳治 古恵良市次郎 玉崎虎三 首藤嘉十郎 加藤利作 阪本国五郎、11名なり」等とある。

教員の資格に関しては、「学制」に「小学校教員ハ男女ヲ論セス年齢二十歳以上ニシテ師範学校卒業免状或ハ中学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」とある。ここでは師範学校卒業免状或ハ中学免状が同時に教員免許状とされていたことが分かる。

さらに、明治12年の「教育令」では「教員ハ男女ノ別ナク年齢十八年以上たるへし」として年齢制限が緩和されている。「教育令」によって、正規の教員の最低年齢が18歳に定められたことから、明治14年の「師範学校教則大綱」では逆算して最短コースである修業年限1年の「初等師範学科」を考慮して、師範学校入学資格を年齢17歳以上と定めている。大分県の「本県師範学校規則」では、2年半在学の「中等師範学科」と4年在学の「高等師範学科」の入学年齢をそれぞれ下げて、教員の最低年齢である18歳により配慮した規定となっていることがわかる。ところで師範学校の最低の入学資格年齢は15歳であるが、当時の小学校の課程編成は明治14年の「小学校教則綱領」で初等科3年、中等科3年、高等科2年となっていたことは上述の通りである。小学校中等科卒業以上から「高等師範学科」への進学が可能であったが、実際には小学校への就学率は当時大分県では40%程度であり、しかも初等科で卒業するものがほとんどであり、中等科への進学者は非常に少なく、中等科を卒業しても入学資格年齢達しない事実があった。さらに小学校高等科への進学者は皆無に近い情況であったことも留意しておく必要がある。

3－3 「府県立師範学校通則」

明治16年7月6日「府県立師範学校通則」制定され、府県立の師範学校は管内の学齢人員の1000ないし1500人につき1人の率に当たる生徒を養成することを規定。12月5日、管内の学齢児童1500人に1人の率に当たる生徒を養成すると改定される。これらによって全国の師範学校の定員が一律に設定されることになったといえる。

3－4 「師範学校令」

明治19年4月10日「師範学校令」が公布される。この内容を簡単に整理すると以下のとおりである。師範学校を「尋常師範学校」・「高等師範学校」とする。「尋常師範学校」を府県に各1か所設置と定め、地方税によって運営し、その予算は文部大臣の許可制とする。「尋常師範学校」は公立小学校の校長および教員を養成する。その校長は各府県学務課長の兼任を認める。校長および教員の任期は5ヶ年を単位とする。生徒の学資支給制を定める。さらに、「尋常師範学校」・「高等師範学校」ともに生徒募集、卒業生服務、学科および其程度ならびに教科書は文部大臣の定めるところとした。具体的には、次のような法令が整備されていく。明治19年5月28日「尋常師範学校生徒募集規則」が制定される。ここでは各府県別に尋常師範学校の生徒員数を定めて表示された。

明治19年5月「尋常師範学校ノ学科及其程度」を制定。「尋常師範学校」の入学資格は高等小学校卒業以上の学力を有し年齢17歳以上20歳以下の者とした。修業年限は4年とした。明治22年には女生徒のみ入学資格年齢を15歳以上とし、修業年限を3年としている。明治25年には従前の高等小学校卒業以上の学力とする入学資格規定を改定し、「尋常師範学校」の本科准教員の免許状を持つことを標準とし、あるいはそれと同等以上の学力を有する者とした。生徒募集は郡区長の薦举によるものと、直接願い出るものとの2種としたが、郡区長薦举生を優先させた。入学定員は100人ないし240人で府県の学齢児童数、学校数等によって国が定めた。入学の際、1ヶ月以上3ヶ月以内は試験生として仮入学させている。学科目は倫理・教育・国語・漢文・英語・数学・簿記・地理歴史・博物・物理化学・農業手工・家事・習字図画・音楽・体操とし、各学科目の内容程度・学年別時間配当を一律に定めた。明治22年に女生徒の学科目を別に定め、英語・漢文を廃止し、博物・物理化学・生理をあわせて理科とした。同25年に再び男女師範生徒の学科課程を同一規程のなかにおさめ、倫理を修身と改めた。同25年以降各学科目の学年別の内容程度も画一的に定められた。

明治19年6月「尋常師範学校卒業生服務規則」を制定。卒業後10年間の教職服務の義務と在学中の学資の支給が定められた。明治22年からは女子は5年間と改定された。服務年限のうち一定年数は、府県知事または郡区長の指定する学校に奉職することが義務付けられている。同30年の「師範教育令」で男女生徒に私費生が認められることになったが、同33年の「師範教育令」では、私費生の服務年限が公費生と別に定められた。以降、服務年限短縮の傾向となり、後に服務年限は7年になる。尋常師範学校「簡易科」は服務年限6年。違反したものは在学中に支給された学資を償還する。「尋常師範学校」卒業生は明治25年以降は、服務期間中毎年服務情況を報告するものとされた。

師範学校は明治16年には80校、同18年には57校であったが、「尋常師範学校」として各府県1校の原則となり46校、同22年以降は47校となっている。

3—5 「小学校教員免許規則」

明治19年6月21日「小学校教員免許規則」が制定された。

師範学校卒業生とそれ以外の検定試験合格者の免許状が一本化された。免許状は「普通免許状」と「地方免許状」の2本立てとなった。「普通免許状」は高等師範学校卒業生および特別に選抜されたものに文部大臣から授与され、全国共通であり、終身有効であった。「地方免許状」は道府県知事が授与し、その地域にのみ有効で、5年毎の更新が必要であった。この2本立て制度は大正2年に廃止される。

3—6 「専科教員」「本科教員」「准教員」「正教員」

明治23年の「小学校令」の改正により「専科教員」「本科教員」「正教員」「准教員」等が規定されている。小学校の教員のなかで、「専科教員」とは小学校の「某教科ヲ教授スル者」で、「本科教員」とはそれ以外の者。また、小学校の教員のなかで、「准教員」とは小学校の教科目を「補助教授シ又ハ一時教授スル者」で、「正教員」とはそれ以外の者とした。『大分県共立教育会雑誌』の明治24年7月の記事によれば、明治23年「小学校令」改正前後の教員資格区分が整理され次のように示されている。

「教員の資格」

教員の種類(勅令215号明治23年10月による新区分)

- (1) 高等小学校正教科の本科正教員
- (2) 高等小学校正教科の本科准教員
- (3) 高等小学校正教科の専科正教員
- (4) 高等小学校正教科の専科准教員
- (5) 尋常小学校の本科正教員
- (6) 尋常小学校の本科准教員
- (7) 尋常小学校の専科正教員
- (8) 尋常小学校の専科准教員

従前の教員資格区分

- (1) 地方免許状 有期免許状 某科
- (2) 地方免許状 有期免許状 全科
- (3) 地方免許状 無期免許状 某科
- (4) 地方免許状 無期免許状 全科
- (5) 小学簡易科教員免許状
- (6) 小学校授業生免許状 高等科授業生 某科
- (7) 小学校授業生免許状 高等科授業生 全科
- (8) 小学校授業生免許状 尋常科授業生 某科
- (9) 小学校授業生免許状 尋常科授業生 全科
- (10) 小学初等科免許状は小学簡易科教員たることを得
- (11) 小学中等科免許状は尋常小学科以下の教員たることを得
- (12) 小学高等科免許状は高等小学科以下の教員たることを得
- (13) 初等師範学科卒業証書は尋常小学校以下の教員たることを得
- (14) 中等師範学科卒業証書は高等小学校以下の教員たることを得

- (15) 高等師範学科卒業証書は高等小学校以下の教員たることを得
- (16) 有効延期 従前の通有効のものとなしたる小学校教員免許状 初等科
- (17) 有効延期 従前の通有効のものとなしたる小学校教員免許状 中等科
- (18) 有効延期 従前の通有効のものとなしたる小学校教員免許状 高等科
- (19) 有効期限 小学校教員免許状(地方免許状)と同一の効を有するものとなしたる小学校師範学科卒業証書 初等
- (20) 有効期限 小学校教員免許状(地方免許状)と同一の効を有するものとなしたる小学校師範学科卒業証書 中等
- (21) 有効期限 小学校教員免許状(地方免許状)と同一の効を有するものとなしたる小学校師範学科卒業証書 高等
- (22) 小学校教員仮免許状 高等小学科
- (23) 小学校教員仮免許状 尋常小学科
- (24) 小学校教員免許状(地方免許状)と同一の効(7ヶ年間)を有するもの 明治18年8月以後東京師範学校に於て小学師範学科卒業の者
- (25) 小学校教員免許状(地方免許状)と同一の効(7ヶ年間)を有するもの 明治19年4月以後師範学校に於て旧東京師範学校所定の小学師範学科卒業の者
- (26) 女子の尋常小学科 男児女児 教員免許状
- (27) 女子の高等小学科 女児 教員免許状

教員種別と資格

- (1) 高等小学校正教科の本科正教員となり得る者
- (2) 高等小学校正教科の本科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の7科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史
 - [2] 高等科免許状を所持し左の7科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史
 - [3] 中等若くは高等師範学科卒業生
- (3) 高等小学校正教科の本科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科
 - [2] 高等科免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科(博物 物理)
- (4) 高等小学校正教科の専科正教員となり得る者
- (5) 高等小学校正教科の専科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し10ヶ年以上公立小学校教員の職に在る者の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、手工、商業
 - [2] 高等科免許状を所持し10ヶ年以上公立小学校教員の職に在る者の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、手工、商業
 - [3] 中等若くは高等師範学科卒業生

- (6) 高等小学校正教科の専科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、手工、商業
 - [2] 高等科免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、英語、農業、手工、商業
- (7) 尋常小学校の本科正教員となり得る者
- (8) 尋常小学校の本科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の5科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術
 - [2] 簡易科教員免許状を所持し左の5科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術
 - [3] 初等科中等科若くは高等科免許状を所持し左の5科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術
 - [4] 初等中等若くは高等師範学科卒業証書
- (9) 尋常小学校の本科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科
 - [2] 簡易科教員免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科
 - [3] 授業生免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科
 - [4] 初等科中等科若くは高等科免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科(博物 物理)
 - [5] 教員仮免許を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
修身、読書、作文、習字、算術、地理、歴史、理科
- (10) 尋常小学校の専科正教員となり得る者
- (11) 尋常小学校の専科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し10ヶ年以上公立小学校教員の職に在る者の左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工
 - [2] 簡易科教員免許状を所持し10ヶ年以上公立小学校教員の職に在る者の左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工
 - [3] 初等科中等科若くは高等科免許状を所持し10ヶ年以上公立小学校教員の職に在る者の左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、工業
 - [4] 初等中等若くは高等師範学科卒業生
- (12) 尋常小学校の専科准教員となり得る者
 - [1] 地方免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの

図画、唱歌、体操、裁縫、手工

- [2] 簡易科教員免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工
- [3] 授業生免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工
- [4] 教員仮免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工
- [5] 初等科中等科若くは高等科免許状を所持し左の1科若くは数科を教授し得べきもの
図画、唱歌、体操、裁縫、手工

3-7 「簡易科」・「予備科」・「小学校教員講習科」・「幼稚園保母講習科」

明治25年7月11日尋常師範学校制度が改定され、「簡易科」「予備科」「小学校教員講習科」「幼稚園保母講習科」の設置が規定された。

「簡易科」は明治25年7月11日の「尋常師範学校簡易科規定」により小学校教員の急需に応ずるために設置されたものである。男子のみ。修業年限は2年4か月。卒業生には6か年の服務義務があり、そのうち最初の3か年は府県知事の指定する小学校への奉職が義務づけられている。大分県においては、明治28年2月2日に「尋常師範学校規則」が改定されており、それを見ると「尋常師範学校」は、本科定員80人、4学級とされ。「簡易科」は定員60人(ただし学年の始め4ヶ月間は定員90人)、2学級(ただし学年の始め4ヶ月間は3学級)とされている。

「予備科」は高等小学校を卒業(師範入学基礎資格)してから師範学校入学(17歳)までの3年間を埋めるために設けられたものである。

「小学校教員講習科」は現職教員の再教育のために設置されたものである。また新たに小学校教員を志望する者に対する速成の教育機関としての機能をも果たしている。大分県においても、明治26年2月12日『小学校教員講習科規定』を制定し「小学校教員講習科」を設置している。男子のみ。講習期限は1年4か月。定員は40人で、1学級に編成された。明治27年には講習期限が1年と改定され、同28年には6ヶ月と改定されていることがわかる。

「幼稚園保母講習科」は無資格の保母に対する再教育のために設置された。これもまた新たに保母を志望する者のための教育機関としての機能をも果たしている。

3-8 「師範教育令」

明治30年10月9日「師範教育令」が公布された。これによって師範教育は「高等師範学校」・「女子高等師範学校」各1校・「師範学校」(北海道および各府県に各1校ないし数校設置)で行う。とされ、従来の尋常師範学校の名称が用いられなくなった。また、この時から「女子師範学校」が独立して設けられるようになった。明治33年までに東京・大阪・新潟、明治35年までに兵庫・群馬・山形・島根・岡山・埼玉、明治37年度に千葉・茨城・栃木・三重・福岡に女子師範学校が創設されている。また、従来の公費生のほか私費生も認められるようになった。師範学校の定員については、同年に出された「師範学校生徒定員に関する勅令」により、道府県管内学齢児童数の3分の2に対し1学級70名の割合をもって算出する全学級数の

20分の1以上に相当する卒業生を出すに足るべき生徒を毎年募集することが定められている。

大分県においても、明治31年3月13日に「師範学校規則」が制定された。それによれば、本科は定員160人(簡易科と合わせて280人と規定)、4学級(各学級は凡そ40人とする)、4年制とし、簡易科は定員120人、3学級(各学級は凡そ40人とする)、3年制。それに小学校教員講習科が置かれている。明治35年には本科定員320人、8学級、各学級は凡そ40人、4年制となった。また、小学校教員講習科については何度か改変がなされているが略記すれば以下のとおりである。明治31年、講習期限を1年以内と改定。同33年には小学校教員講習科は次の5種となった。第一種は正教員の資格を有する者。第二種は高等小学校准教員の資格を有する者。第三種は尋常小学校および高等小学校本科准教員の資格を有し尋常小学校本科正教員志望の者。第四種は高等小学校准教員志望の者。第五種は尋常小学校准教員志望の者。なお、講習期限は1か月以上2か年以内と定められた。同34年には第六種として「小学校専科正教員志望の者」を加え、講習期限を「2か年以内」と改めている。同34年、講習科の第二種の入学資格を「高等小学校准教員または尋常小学校准教員の資格を有する者」と改めた。さらに同35年には講習科を第1種「小学校教員温補講習」と第2種「小学校教員養成講習」とし、講習期限を2か年以内とした。

3-9『小学校准教員養成所規定』

大分県においては明治34年『小学校准教員養成所規定』を定めている。それによれば、「郡ニ於テ尋常小学校准教員養成所ヲ設置維持スル場合ニ限り之ヲ適用ス」^(注15)として、郡が維持管理するという条件で小学校に付設して設けられたことがわかる。修業期間は6か月以上とし、入学資格は15歳以上で4か年の高等小学校を卒業した者、またはこれと同等以上の学力を有する者とした。また、入学退学は郡長の許可を得るとし、卒業した者は2年間その郡小学校の教員となる義務を負った。学資金の貸し付けなどは郡長の定めるところによるとし、授業料は徴収しないとした。明治35年改正され、私費生は服務義務年限を短縮できるとされた。明治41年の改正では修業期間を1か年としている。

3-10「臨時教員養成所」

明治35年3月「臨時教員養成所規定」が公布され、帝国大学および文部省直轄学校において師範学校・中学校・高等女学校の教員を養成する臨時施設としての「臨時教員養成所」の規定がもうけられた。それによれば修業年限は2年とされた。東京帝国大学・第一高等学校・第二高等学校・第三高等学校・東京外国语学校に設置され、明治39年には東京女子高等師範学校に第六臨時教員養成所(英語科)が設置されたが、ここ以外の臨時教員養成所は次第に廃止に向かい、大正3年にはここだけとなつた。

3-11「大分県女子師範学校」

女子のための師範教育の必要性は明治初期から説かれていた。明治7年には田中不二磨が女子師範学校の必要を太政官に建白し東京に女子師範学校が設置されてる。明治8年には石川県にも女子師範学校が設立されたが、当初は80人の定員に受験者が7人しか集まらなかつたといわれる。明治10年には茨城県にも女子師範学校が設立されているが、ここも同13年には

廃止されている。同11年、高知に女子師範学校が設立される。全国で6番目である。この時期四国各県で女子師範が設置されている。これらはいずれも志願者が少なく、どれも1・2年で廃止されている。このように単独の女子師範としては当時は予期した成果を上げられなかつたといえる。結局、明治18年文部省は女子師範学校を独立しておくことを廢して、男子師範に合併させる議をまとめた。東京女子師範学校もこの時点で東京師範学校に併合されている。地方もこれにならい次々に合併がなされ、師範のなかに男子部・女子部が置かれる形となった。女子の師範進学者の数は少なくなく、女子の数少ない中等教育機関として師範学校が機能していたといえる。明治33年の高等教育会議の第5回審議で女子師範学校を設置し、女学校からの進学を可能にさせることができた。明治40年には「師範学校規程」が制定される。「師範学校規程」については後に詳述するが、ここで「師範学校本科第二部」が設けられることになる。この「第二部」は中等学校即ち中学校もしくは女学校の卒業生を進学させるために設けられたものである。当時中等学校の卒業生が教員となることが少なくなかったので、師範学校に「第二部」を創ることによって、中等学校の卒業生を正教員に養成する制度を整えたものであった。これによれば、第2部1年制に5年制高等女学校卒業生を、第2部2年制に4年制高等女学校卒業生を入学させるとしている。このような師範教育の充足のなかで女子の師範への進学者も漸増している。しかし、京都など女子部への進学者が比較的多い地域と大分のようにその進学者が少ない地域があったことも事実である。このような男子部・女子部という形での師範学校から、再び女子師範が分離独立するのは明治40年前後である。京都では明治41年、熊本では同43年、愛媛では同43年、石川では大正3年に女子師範が独立している。大分県でも明治40年に「大分県女子師範学校学則」が発せられ、明治41年4月、大分県女子師範学校の第1回入学式が行われている。同41年2月に改正されている「学則」によれば、「第一部」・「第二部」・「小学校教員講習科」を置くとされ、「第一部」は定員160人、4学級、「第二部」は定員80名、2学級としている。また修業年限は「第一部」4年・「第二部」2年とした。「小学校教員講習科」は「第一種 小学校教員免許状ヲ有スル者ニ温習若ハ研究ノ為メ必要ナル講習ヲナスモノ」「第二種 尋常小学校本科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナスモノ」「第三種 尋常小学校准教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナスモノ」とし、講習期間は第二種は2年、第三種は1年、第一種はその都度校長が定めるとした。校舎は県立大分高等女学校内に併設。同44年には長浜の新校舎に移転している。寄宿舎も新設された。明治42年4月、「第二部」は志望者が少なく当分の間募集を中止している。明治44年「学則」が改定され「第二部」の定員を80名2学級としている。大正4年「第二部」の募集を再開したが(志願者47人、入学者22人)、その後再度中止、大正8年(志願者56人、入学者32人)より常置されている。講習科を新設。実際の生徒数は『大分県共立教育会雑誌』によれば、明治45年3月の第2回卒業式では第一部生26人(入学時30人)、講習科生37人(入学時38人)が卒業とあり、入学時で定員の19%弱であったことが分かる。その後の記事を見ると、大正4年3月、第4回卒業式。1部生31人、講習科生74人が卒業とある。大正14に「学則」の改定がなされ第一部を5年制定員400人とした。大正15年師範学校と同時に専攻科を設置(師範30人、女子師範20人)した。

3-1-2 「師範学校規定」

明治40年「師範学校規定」が制定された。本科・予備科・講習科を置くとし。簡易科は廃

止された。本科を第一部・第二部に分けた。本科第一部は従来に準じ予備科または3年制の高等小学校卒業者、若しくは15歳以上でこれと同等の学力を有する者を入学資格とする。修業年限は4年。本科第二部は中等学校卒業者・5年制の高等女学校卒業者、または17歳以上でこれと同等の学力を有する者を入学資格とする。(新たに中等学校との連絡を図るようになった)修業年限は1年。4年制の高等女学校卒業者、または16歳以上でこれと同等の学力を有する者も入学資格がある。ただし修業年限は2年。土地の事情によっては置かなくともよい(義務教育年限延長に伴う教員補充のため、第一部を補完する意味で設る)。予備科は「本科第一部に入学せんとする者に必要な教育をなす」と規定。修業年限1年。入学資格は修業年限2か年の高等小学を卒業した者、または14歳以上でこれと同等の学力を有するもの。学資に関しては私費生を置くことが出来るようになった。公費生の員数、支給額、支給方法については地方長官が定めることとする。服務義務が短縮され第一部公費男子卒業者は7か年。指定された小学校に3か年。第一部公費女子卒業者は5か年。指定された小学校に2か年。第一部私費卒業者は3か年。第二部卒業者は2か年。うち公費卒業者は指定された小学校に勤務。附属小学校に関しては事情のあるときは市町村立小学校を附属小学校に代用する事が出来るとした。附属幼稚園に関しては事情のあるときは市町村立もしくは私立幼稚園を代用する事が出来るとした。

大分県では、これを受けて、明治41年2月「大分県師範学校学則」を発している。それによれば師範学校の内容は次のとおりである。本科第一部、定員320人、8学級、4年制。本科第二部、定員40人、1学級、3年制。小学校教員講習科、第一種「小学校教員免許状ヲ有スル者ニ温習若ハ研究ノ為メ必要ナル講習ヲナス」、期間は「其ノ都度知事ノ許可ヲ経テ校長之ヲ定ム」、「講習事項、程度及教授時数ハ知事ノ許可ヲ経テ校長之ヲ定ム」。第二種「尋常小学校本科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナス」、2年間、「講習学科目及其ノ程度ハ小学校令施行規則(中略)ノ規定ニ準シ」、「教授時数ハ校長之ヲ定ム」。第三種「尋常小学校准教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナス」、1年間、「講習学科目及其ノ程度ハ小学校令施行規則(中略)ノ規定ニ準シ」、「教授時数ハ校長之ヲ定ム」とした。「大分県師範学校学則」は以後何回か改定されているが、以下その概略を示す。大正4年、本科第二部の修業年限の改正がなされ、男生徒は1年間の延長が認められている。また、予備科・本科の入学で特別の場合には女生徒のみ学歴・年齢とも1年低下出来るようになった。大正8年、本科第一部の定員を320人から480人に、8学級から12学級へそれぞれ改定している。大正11年、本科第二部の定員を80人、2学級としている。大正14年4月には「師範学校規則」改正され、師範学校本科第一部の修業年限を延長5年制とすると改められた。本科第一部の入学資格は修業年限2年の高等小学校を卒業したもの、もしくはそれと同等の学力を有するものとした。同時に予備科が廃止され、本科の上に専攻科(1年制)が置かれた。本科第2部の修業年限は1年、延長は認めいとした。これを受けて大正14年「大分県師範学校学則」も改正され、師範学校本科第一部の修業年限を延長し5年制とした。これにより、本科第一部の定員は480人から600人に、12学級から15学級となった。昭和6年、師範学校本科第二部の修業年限を1年延長し2年制とする。第一部もしくは第二部のみを置くことも出来るようになる。昭和18年、師範学校は官立として専門学校程度に昇格された。

同時に「大分県女子師範学校学則」の改正も上述のとおり改正がなされている。こちらも以後何回か改定されているが、以下その概略を示す。明治44年、本科第一部を定員160人、4

学級、4年制。本科第二部を定員40人、1学級、1年制とした。小学校教員講習科は4種とし、第一種「小学校教員免許状ヲ有スル者ニ温習若ハ研究ノ為メ必要ナル講習ヲナス」、第二種「尋常小学校本科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナス」2年制、第三種「尋常小学校准教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナス」1年制、第四種「小学校裁縫科正教員タラントスル者ニ必要ナル講習ヲナス」1年制とした。大正7年、入学資格を本科第一部は修業年限2か年の高等小学校卒業、または14歳以上でこれと同等の学力を有するものとし。本科第二部は修業年限4か年の高等女学校卒業、または16歳以上でこれと同等の学力を有するものとした。大正11年、本科第一部の定員を320人、8学級とし、本科第二部の定員を40人、1学級とした。大正14年、本科第一部の定員を320人から400人に、8学級から10学級へそれぞれ改定、本科第二部の定員を80人、2学級、2年制とした。

3-1-3 青年師範学校

昭和19年青年師範学校が創設された。官立て、北海道及び各府県に1校ずつ設置された。目的を皇國の道に則り青年学校の教員たるべき者の練成をなすとして、男子部・女子部を置いた。修業年限は3年で、予科(2年)を置くことが出来るとした。予科の入学資格は国民学校高等科を修了した者、これと同等の学力を有する者とした。また研究科(6ヶ月以内)を置くことが出来るとし、研究科の入学資格は青年師範学校を卒業した青年学校の専任教員で地方長官の推薦した者とした。さらに、附属青年学校を置とし、入学資格は予科を卒業した者、中学校・高等女学校を卒業した者、これと同等の学力を有する者とした。

4. おわりに

本論で明らかにしたように、大分県の最初の学校とされる「府内学校」の歴史的な意味等について、多くの論者の間で明らかな誤謬があった。また、その後の教員養成機関・制度に関しても未だその歴史的研究が十分であるとは言いがたい。

今後の課題は、師範学校における教員養成の実態に関して、時代を追って調査解明していくことである。

なお、本研究は平成8年度文部省科学研究費(基盤研究(B)(2))(代表佐藤尚子)によるものであり、本論は、平成9年3月『教員養成史の二重構造的特質に関する実証的研究』として文部省に報告しているものの一部である。

(注)

1. 昭和51年3月31日発行、全4巻、大分県教育百年史編集事務局編集、大分県教育委員会発行。
2. 昭和59年5月15日発行、鹿毛基生著、株式会社思文閣出版。
3. 『大分県教育百年史』第1巻、965頁。
4. 同上書、第1巻、178頁。
5. 同上書、第1巻、179頁。
6. 『大分県の教育史』、214—5頁。
7. 『大分県教育百年史』、第1巻、179頁。
8. 同上書、第1巻、304頁。
9. 『大分県の教育史』、222頁。
10. 『近代日本教員養成史研究』、水原克敏著、平成2年1月31日発行、株式会社風間書房、149頁。
11. 『大分県教育百年史』、第1巻、308頁。
12. 同上書、第1巻、307—8頁。
13. 同上書、第1巻、309頁。
14. 同上書、第1巻、310頁。
15. 同上書、第3巻、492—4頁。